

「天童山十境」と禪語散策

——「拜登」・「警策」考——

田 島 柏 堂

序

本大学禪研究所では、不肖私が所長に就任以来、毎年夏季休暇を利用し研修旅行を実施しているが、昨年（昭和五十六年）は「天童寺友好訪中団」を結成し、竹田学長（団長）、小生（副団長）等、総員三十二名参加のもとに、七月二十六日から八月一日まで八日間、真夏の炎天下（三十八度）研修旅行を行なった。一行は、栄西・道元両禪師らゆかりの太白山天童寺（旧、天童山景德寺）を初め、天台山国清寺、阿育王寺、靈隱寺、七塔寺、開化寺（六和塔のみ存す）、鳳林寺址、宝塔院（保叔塔のみ存す）（以上は浙江省所在）、寒山寺、雲巖寺（大雄宝殿・虎丘塔（くきゅうとう）へ十五度ほど傾斜（かいてきかく）を存す）、北寺（觀音殿・北寺塔を存す）、菩提正宗寺（獅子林）（以上は江

蘇省所在⁽¹⁾）、などに拜登して禪宗史蹟を踏査し、寧波、紹興、杭州、蘇州、上海各地の名勝、旧蹟⁽²⁾を歴訪した。特に天童寺と国清寺では拜宿し、天童寺では午前二時半（冬は三時半）からの朝課に隨喜し、竹田学長導師のもとに団員一同、如淨・道元両禪師の報恩諷經を行修して、七百五十余年、兩師が邂逅された當時を追慕し、感激を新たにした。このとき私は、道元禪師の「予、在宋のそのかみ、長連牀に功夫せしどき、斎肩の隣单（さいげん）を見るに、毎暁の開靜（かいじょう）のとき、袈裟をささげて頂上に安置し、合掌恭敬しき。一偈を黙誦す。ときに予、未曾見のおもひをなし、歡喜みにあまり、感涙ひそかにおちて襟をうるほす。……いまこれを見聞す、宿善よろこぶべし。もしいたづらに本国の諸寺に交肩せば、いかでかまさしく仏衣を著せる僧宝と隣肩なる

「天童山十境」と禪語散策（田島）

ことをえん。悲喜ひとかたにあらず、感涙千万行」（『正法眼藏』伝衣・袈裟功德⁽³⁾）と述懐された言葉を想起し、實に有難く歓喜の心が身にしみ、感激の涙が襟を潤し、このたび

の宿善を喜ぶと共に、全く感涙の千万行するを禁じ得なかつたのである。

団員一同、仏天の加護力により、途中何の魔障もなく、所期の目的を達成して無事帰国し得たことは、まことに慶幸の至りである。なおわれわれ「友好訪中団」の模様が、上海放送により紹介され、また帰国後、各新聞紙上にてそれがぞれ詳しく述べられたことは、洵に意義深い。

たまたま私は、訪中以前および帰国後に、関係の地誌、寺誌、語録、清規、辞典等の各資料を繙いたり、あるいは現地を踏査する中に、「天童山十境」、「千仏閣」のことや、現今身近かに常用している禅語が、はたして如淨・道元両禪師の時代に用いていたかどうかというようなことに疑問が生じた。また日常使っている言葉に禅用語から出たものが少くないが、しかしこれと反対に、一般的用語（中国語など）から禅語に転用したものも存する。すなわち拝登・警策・拝宿・隨喜・点心・師姑などの禅語散策を試みたのであるが、ここでは特に、拝登・警策の二つの語を取りあ

げ、その語源、語史について究明したいと思う。

一、「天童山十境」について

かの『建撕記』に見えている「天童山十境」について道元禪師在宋當時（一二二三、四一一三二七、七）の様相とは異にしているけれども、天童寺に拝登し、その面影を追想して、種々模索することができた。『建撕記』の明州本・瑞長本・元文本・承天本によれば、「天童山十境」と題して、萬松閑、翠鎖亭、宿鷺亭、清閑、萬工池、登閣、玲瓏巖、虎跑泉、龍澤、太白禪居、と記している。ただし延文本・門子本・訂補本の『建撕記』は、「十境」については記載していない。なお元文本は、天童山の「山」の字がなく、瑞長本は、登閣の閣が「閑」の字に作り、元文本は、太白禪居の太を「大」の字に作る。この「十境」は、建撕（一四五一一四七四・永平寺十四世）が編録したものであるが、かれはいすれの著書・記録類を依りどろどして収載したのであらうか。この点全く不明である。

そこで支那禪刹圖式『五山十刹圖』（金沢市大乘寺所蔵・重文⁽⁶⁾）の「天童山景德寺伽藍配置圖」を見ると、「萬松閑」と「宿鷺亭」の名が見え、さらに「諸山額集」の内「外山

天童寺志 卷之一

山川攷

太白山又名天童山在浙江寧波府鄞縣之東其鄉

曰陽堂里曰太白距城而遙者六十里

從正宋羅參軍流竄慶四明志太白天童分爲二管元恭至正續志明永樂鈔志黃憲副闕玉簡要志楊外翰是成化志張大司馬時徵嘉靖志皆分兩山公存志也今山本合體名難岐指濟家盧陵未經細歷筆屬傳會惟一山二名爲定論

山之名始晉義興師結茅此山感太白星幻爲童子日供薪水遂以太白稱師并以名山又唐法璿禪

天童寺志

門額」には「萬松關」、「亭額」には「宿鷺亭」、の二つの額名が記されている。⁽⁷⁾ 次に『天童寺志』(以下、「寺志」と略称す・写真参照) (卷一) には「入山之關有三、一曰萬松關、二十里松之始、在小白嶺外、二曰鐵蛇關、在小白嶺上、心鏡禪師築鎮麟塔於此故名、三曰清閑、在外萬工池之左、有橋跨澗上、……斯實錄也」⁽⁸⁾ とあり、さらに「右歷外萬工池、瀉清閑橋」⁽⁹⁾ とある。『寺志』(卷一) 唐乾元二年(七

「天童山十境」と禪語散策(田島)

五九) の条に「以山有靈巖也」⁽¹⁰⁾ とあり、同(卷一) 王安石の経遊記略に「慶曆七年(宋、一〇四七)十一月……望玲瓏巖」⁽¹¹⁾ とある。『寺志』(卷二)、唐会昌年間(八四一~八四六) の条に「近在清閑橋」⁽¹²⁾ とあり、宋大中祥符年間(一〇〇八~一〇一六) の条には「曰宿鷺」⁽¹³⁾ と見え、続いて舒亶と陸游の「宿鷺亭」と題する詩が記されている。「千仏閣記」(一九八・樓鑰撰)には「登玲瓏坐宿鷺」とある。⁽¹⁴⁾ 南宋紹興四年(一一三四) の条に「宏智禪師建僧堂落成、繼而前為二大池、曰萬工、中立七塔」⁽¹⁵⁾ また南宋淳熙五年(一一七八) には「太白名山四大字賜天童山景德禪寺、是年魏王妃某氏親書入山之亭曰鎖翠」とあり、続いて謝翹の「鎖翠亭避雨」⁽¹⁶⁾ と題する詩が存する。また『寺志』(卷一) には「泉之利濟者、一曰虎跑、在西澗之浜相伝、有虎跑地一所出」と見えている。

以上、「十境」を、道元禪師在宋前後の記録より検出したのであるが、この内、『建拂記』の翠鎖亭は、『寺志』によれば鎖翠亭と記しているから、この方が正しいようと思われる。また『建拂記』の龍潭は、『寺志』等に記す龍潭のことではなかろうか。すなわち「潭」は澤と誤写され易い字であること。また『寺志』(卷九) 太白菴の下に「在山頂」

「天童山十境」と禪語散策（田島）

と二行に注記してあることや、『天童寺統志』（蓮萍撰・民国九年へ一九二〇〇刊・以下、『統志』と略称す）目録の次に挿入してある「天童寺絵図」（民国八年夏、祥麟画・以下、「絵画」と略称す）に、太白峰の頂上に龍潭と書き、そのすぐ左横には  の絵を書いてある」と。さらに『統志』（巻上）には

山川攷第一には、「蓋龍潭，在太白為極高，而此較龍潭尤高，故曰最高峯，遠眺三面環海，南向東湖，近視萬山環拱，千峯競秀，故云諸山羅列尽兒孫也」と記していること等よりして、『建撕記』の龍潭は龍潭の誤写ではないかと推考される。

鎖翠亭については、『統志』（巻上）山川攷第一に、「為景倩亭、古謂鎖翠亭⁽²⁰⁾」とあるから、往昔の鎖翠亭の址に亭が再建され、景倩亭と改称したことが知られる。この亭は、その後、火災・洪水のために失っていたが、最近ようやく重建され、清新い「景倩亭」の扁額を掲げてあり、古えの鎖翠亭の面影を偲ぶことができた。叙上の「絵図」に画かれている内・外萬工池にかけられてあつた清閑橋も、現存しない。これも恐らく洪水等によつて流失したのであろう。最後に、太白禪居であるが、すでに龍潭のこと

ろで述べたように、『寺志』（巻九）に、「太白庵在山頂近龍潭」と記しており、さらにこの語に続いて舒亶の詩が掲げてある。この結句には「石壇空鎖舊莓苔⁽²¹⁾」と記しておる。太白峰の頂上に太白庵の建物が存し、その中に開山祖の居した坐禅石が苔むじ青々としている様子を述作しているが、太白禪居とは、この庵居を指すのではないかと推考される。従うて元文本の「大」は、いうまでもなく「太」の字の誤写であることがわかる。

次に登閣であるが、瑞長本には登閣とある。どちらの名稱も『寺志』・『統志』等に見えていない。それでは登閣とは、いかなる景色を指しているのであらうか。登閣というのは、何々閣といふ樓閣（高層の建築物）に登つて、外を眺めた絶景を称し、閣は千仏閣のことを指しているように推考される。千仏閣は、紹興四年（一一三四）宏智正覺（一一一—一二五七・丹霞子淳の嗣・景德寺十六世）が創建したものである。しかるに慈航了謙（生寂年不詳・無示介権の嗣・同二十世）示寂以後、同閣は災害のために失い、長らく廢絶していた⁽²²⁾。たまたま榮西が、南宋淳熙十六年（一一八九）虚庵懷敞（生寂年不詳・雪菴從瑾の嗣・景德寺二十三世）に随つて天台山萬年寺より、天童山景德寺に移り、その会下におい

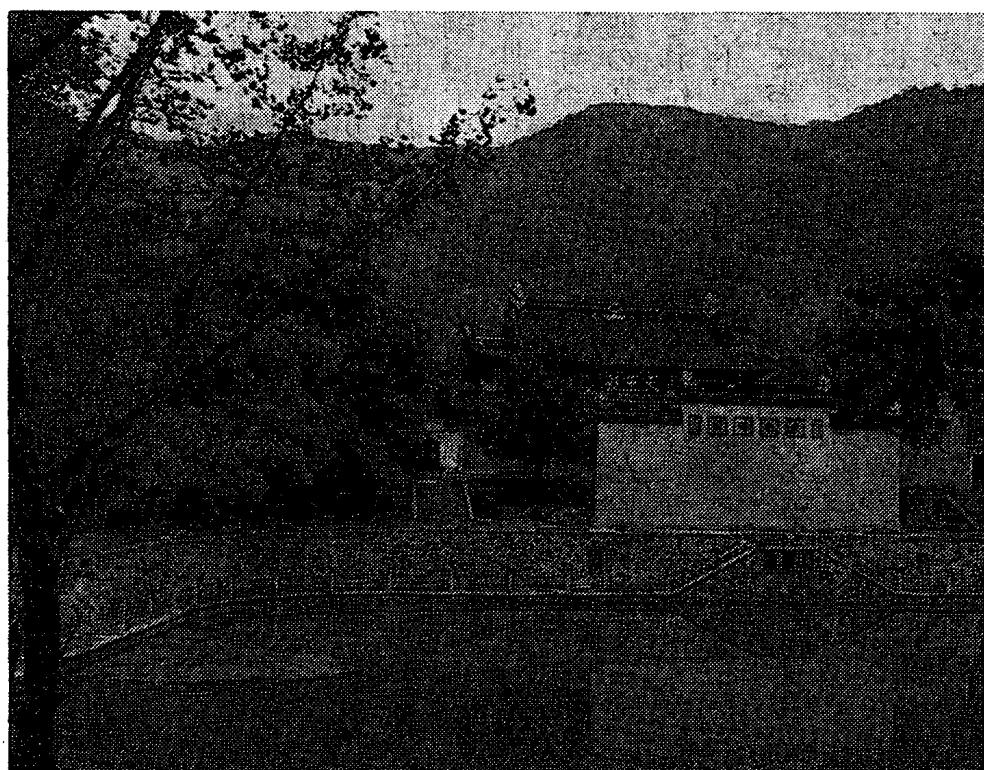
て黄龍派の法燈を繼承し、紹熙二年（一一九一）七月に帰朝したが、本師虚菴に千仏閣再建の意志あるを聞き、その法乳の慈恩に酬いるために、帰国後二箇年の間に多くの巨木、良材を集め、これを景德寺に輸送して、虎菴の事業を助成し、同四年（一一九三）に再興したといわれている。²³⁾ すなわち『寺志』（卷二）によれば、「宗光宗紹熙四年癸丑」と記してある。次いで『千仏閣記』には、「淳熙十六年」と記してある。『千仏閣記』には、「十六年虛菴懷敵自天台萬年来主是刹百廢具拏追跡二老而千仏之閣歲久寢圯……先是曰本国僧千光法師榮西者發願心欲往西域求教外別伝之宗……他日帰國當致良材以為助師曰唯未幾遂歸越二年果致百匁之木凡若干挾大舶泛鯨波而至焉」²⁵⁾ とある。さらに『日本千光法師祠堂記』（南宋寶慶元年～一二二五年、虞樗撰）には、「蓋柱植絲日本國僧千光法師所致也、……會虛庵敵公移主天童、因与偕行、及建閣、即東還、願有以助之、越二載、大木果至而閣成、師之力也」²⁶⁾、『寺志』（卷三）虚菴敵禪師の項にも「有日本國僧榮西師重建千仏閣西航海佐」以「巨木」²⁷⁾と見えてることによつて知られ得る。また千仏閣の建物については、『寺志』の卷首、「寺図」に、手前から七塔、内萬工池の上に千仏閣が画かれているが、『千

仏閣記】には、「凡為閣七間高為三層棟橫十有四丈其高十有二丈深八十四尺衆楹俱三十有五尺外開三門上為藻井并而上十有四尺為虎座大木交貫堅緻壯密牢不可拔上層又高七丈拳千仏居之位置……登覽四山下瞰河漢星斗如在欄檻御書金榜巍乎……四方室屋巨麗殆未見其此也……覽此則太白之景思過半矣」と伝えている。要するにこの建物は、三層の樓閣より成り、三つの門があり、内部は井げたのようにな井を張り、いろいろの模様を画いた美しい絵天井（藻井）が配されている。上層の高さは七丈、そこには四方に銅の千仏（過去莊嚴劫・現在賢劫・未來星宿劫の三劫のそれぞれの世に各一千仏が現われるという）の像を安置しており、堂内はすべて宏壯華麗をきわめ、巨木、良材を使用しており、他の堂宇と比較するものがない程立派な建築であった。されば『日本國千光法師祠堂記』の冒頭にも「太白名山甲天下、而千仏閣尤為第一、後世欲過之、其材無及焉」と述べており、全伽藍中の中心的重要な建物であつたことが知られる。また右の『千仏閣記』の文中に記されているように、上層に登つて眼下を眺望すると、非常に高所であるため恰も天の川や星（河漢星斗）が欄檻（てすり）のところに見えていて、實に山中における絶景であることを賞揚し

「天童山十境」と禪語散策（田島）

てある。以上の考証により、登閣とは千仏閣に登ったその勝景を指しているものと推断される。従つて瑞長本の「関」は、「閣」の字の誤写であることが判然とした。

因みに、『日本國千光法師祠堂記』によれば、「……後十年、其徒明全復來山中、捐_ニ楮券千緡_ニ寄_ニ諸庫_ヲ、転息為七月五日忌設_レ冥_ニ飯_ヲ衆_ヲ、本_レ孝也、全生_ニ伊州_ヲ、蘇_ニ姓_ヲ、伝_ニ師之道_ヲ、教戒亦精、入_レ山三年示_ニ寂於了然寮_ヲ、火後得_ニ堅固子無數_ヲ、付_ニ道元藏_ヲ歸故國_ヲ、併刻于祠₍₂₉₎」とあるように、明全は、先師栄西が千仏閣再建のために多くの巨木、良材を送つて助成した因縁から、栄西示寂の忌辰に当る七月五日栄西忌_をを當み・楮券千緡₍₃₀₎を寄捨して斎供を設け、景德寺山内の衆僧に供養した。虞柵はこれを「本_レ孝也」と記し、その美挙を称讃している。明全は入宋以来三年、同寺の了然寮で示寂したので、宝慶三年（安貞元年・一二一七）道元禪師帰朝のとき、遺骨（舍利）をわが国に持ち帰られた。その顛末については、禪師の記された『舍利相伝記』（金沢市松岡正信氏旧蔵）『明全和尚戒牒奥書』（永平寺所蔵₍₃₁₎）に詳述されてゐる。かようす千仏閣は、栄西・明全・道元各師とゆかりの深い、意義のある伽藍であることを忘却してはならぬ。しかしこの宏壯華麗をほこつた千仏閣は惜しくも現存しな

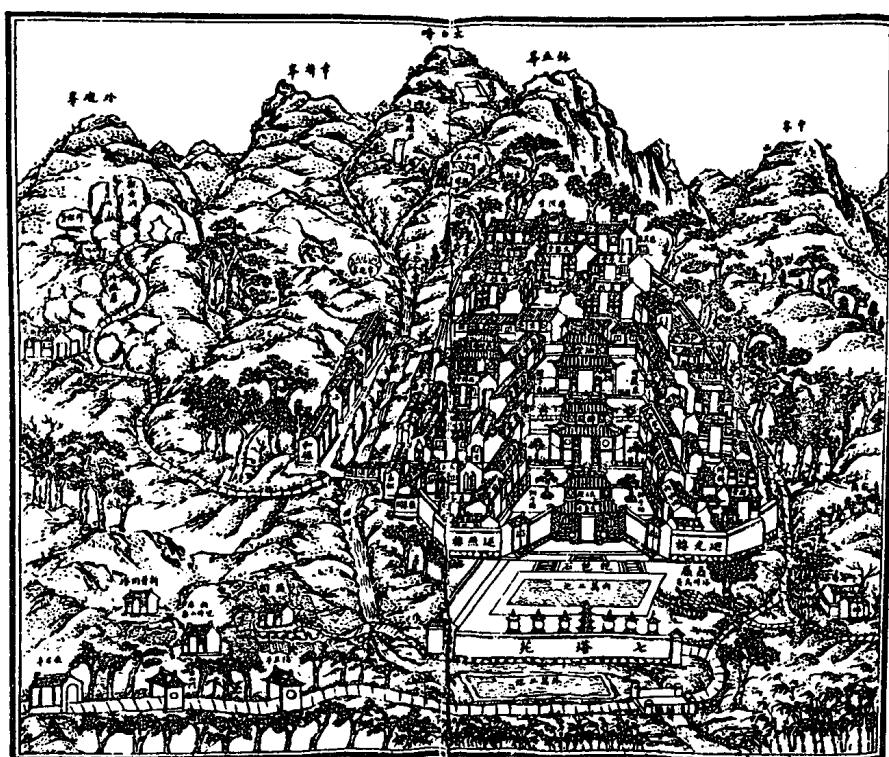


天童寺萬工池

い。私は天童寺拝登前より、この千仏閣の所在地を確認したいと思っていたので、山内の案内をして頂いた副寺永通法師にこのことを尋ねたところ、現在の内萬工池の向つて左側の角（前頁、写真参照）が、往時、同閣の建っていた址であると指示された。私はこの遺址にしばし佇み、在りし日の千仏閣の面影を偲び、心から合掌低頭し、一日も早く復興されるよう祈念した次第である。

思うに「十境」は、同寺参道の総門、萬松閑、続いて翠鎖亭、宿鷺亭、清閑、萬工池、その池の向左側にある登関、ここより境内を離れ、寺の裏山の左方、玲瓏峰の途中に存する玲瓏巖、その右側に聳える華頂峰^{かとう}にある虎跑泉、太白峰の頂上に見えている龍潭、その近くの太白庵居とまことに順序よく並列し、記されており（「天童寺絵図」・写真参照）、「十境」の実情をそのまま伝えていることがわかった。もって、先に登閣とは、千仏閣に登つて展望した景色を指すものと推断したが、それは誤謬でないことをここに実証し得た訳である。なお「十境」という題名で纏まつた記録は、『寺志』、『続志』あるいは中国の語錄などを検索するも、宋・元・明の間には見出すことができない。わが国の『建歴記』（文明四年・明成化八年へ一四七二▽頃までの

「天童山十境」と禅語散策（田島）



天童寺絵図

「天童山十境」と禪語散策（田島）

成立に初めて見られる。建撕は、道元禅師の行状記を編纂するに当つて、禅師の著述、「永平寺所蔵の古記録類等より涉獵編録したのであるから、「十境」も恐らく禅師が在宋中または帰国後、選定命名して何かに書き留めてあつたのを、建撕が採録したものと推測される。建撕は「十境」の出典を明示していないので不詳であるが、しかし「十境」の実情をよく伝えており、宋に赴いた人でなければ、このように正確な「十境」（『建撕記』には、二箇所誤写があるのみ）を纏め、順序よく並列することは容易にできないと思う。

叙上の考証により、「十境」の内、萬松閣、鎖翠亭（翠鎖亭は誤写・現、景倩亭）、萬工池、登闕（千仏閣の址）、玲瓏巖、虎跑泉、龍潭（澤は誤写）の七境が確認され、道元禅師在宋ころの過半数の実景を偲ぶことができたことは、この上ない法幸である。『建撕記』には、「十境」の次に、さらに「永平寺十一境并頌」（明州本・瑞長本・元文本・承天本）を掲記している。その題名のみを示すと左のごとくである。

烟

(32)

恐らく「十境」になぞらえて命名したものであろう。

因みに、『寺志』（卷二）の清康熙五十二年（一七一三）の条には、「太白山十景詩 元乘」と見え、清閑、雙池、玲瓏、太白などの絶景が記されておるから、参考までに題名のみを掲げておく。

巒徑廻松、清閑噴雪、雙池印景、西礪分鐘、玲瓏天鑿、

太白生雲、東谷秋紅、南山晚翠、平台鋪月、鳳岡修竹

以上、『建撕記』に記す「十境」について、『五山十刹図』、『寺志』、『続志』、『鄞縣通志地図』あるいは現地の踏査等によつて叙述したのであるが、だいたい正確に収録されていることがわかる。従つて、叙上のようない「十境」の視点よりするとき、『建撕記』の史料的価値を高く評価することができる。

そもそも景德寺は、道元禅師在宋より三十年後、すなわち南宋宝祐四年（一二五六）に堂宇を焼失し、明宣德三年（一四二八）にも寺殿を鳥有に帰し、（『寺志』（卷二））、同七年（一四三二）には、殿閣を重建し、新に仏祖像を安置して旧觀に復した（『寺志』（卷二・三））が、明萬曆十五年（一五八七）七月二十一日の大洪水により、全山諸堂一夜にして尽

く流失した（『寺志』卷二）。その後、住持密雲円悟（一五六一一六四二）は住山以来、およそ十年間に仏殿、天王殿、法堂など全伽藍を復興し、什器等も具備した（『寺志』卷二³⁴）。しかるにその後もまた洪水のために流失し、さらに修復されたが、一九六六年（昭和四十一年）文化大革命によつて諸堂が破壊され、一九七七年（昭和五十二年）より

中国人民政府は国費をもつて伽藍の大修理を始め、現在も続けられている。なお一九八〇年（昭和五十五年）十一月には、僧堂後門の前に「道元禪師得法靈蹟碑」が建てられ、永平寺貫首秦慧玉師の導師により除幕法要が厳修された。³⁵

思うに、道元禪師帰朝後、すでに七百五十七年を経過し、その間、しばしば火災、洪水等によつて変容しており、もちろん禪師在宋当時のままの様相ではないが、このたび天童山に拝登して、遠く栄西・如淨・明全・道元各師のこと、あるいは伽藍の配置、十境のことなどの一端を窺い知ることができた。

二、禪語散策

（一）拝登の語について

「序」のところで、私は中国の天童寺を初め各寺を参拝

したので、拝登という言葉を用いたのであるが、一般社会では使用されていない用語である。曹洞宗の宗侶は、「天童寺拝登」、「大本山永平寺拝登」、「大本山總持寺拝登」、「永平寺承陽殿に御上壇拝登」、「總持寺大祖堂に御上壇拝登」というように、常時用いている言葉であることは、周知の通りである。

現行の『曹洞宗宗制』、「教師僧侶分限規程」第五節、転衣の第五十三条には「宗務庁は、前条の書類を受理したときは精査の上、転衣許状及び両大本山瑞世拝登の添書を交付して僧籍簿に記入する」とあり、次の第五十四条には、「転衣許状を受けた者は、二年以内に、当該大本山の規定による報恩金を納めて、両大本山に瑞世拝登をしなければならない。ただし、病氣その他やむを得ない理由がある場合は、当該大本山の承認を受け、遙授をもつて瑞世拝登に代えることができる」、「²、前項の遙授をした者は、五年以内に報恩拝登をしなければならない」とあるように、瑞世拝登、報恩拝登の熟語が、宗制に用いられている。そこで、拝登の語を既刊の仏教・禪関係の各種辞典を全部検索したが、いずれにも収載していない。そこで拝登の語を、ここに解説してみるならば、「拝は、手を合わせて拝む意

「天童山十境」と禅語散策（田島）

を表わす。仏や祖師の前にぬがずくこと。登は登^(上)（のぼる）意を表わす。参上^(上)すること。つまり寺院に参上し、仏祖の前に合掌して拝むことである。簡単にいえば、寺院に上山すること。ただし、多くは本山や大寺院に上山する場合に用いる」という意味になると思う。曹洞宗は拝登と称しているが、臨済宗では拝塔、黄檗宗では拝鑑、または拝塔とも称している。拝塔、拝鑑ともに拝登と同義語であるが、これらの語はいずれの辞典にも収載されていないことは遺憾である。

それでは、拝登の語はいつ頃から用いるようになつたであろうか。その語源について探究するために、両祖以来、江戸期までの語録、右記録類などを調査したが、今までのところ拝登の語は見出しができない。江戸幕府が元和元年（一六一五）七月二十四日降した「永平寺諸法度」・「総持寺諸法度」には、

一、遂三十年之修行致江湖頭經五年僧有転衣之望者以嗣法師之推挙状致⁽³⁷⁾登山可申理一事

と見え、永平寺・総持寺に拝登することを、当時は「登山」と称していたことがわかる。その後、江戸中期臨済宗の学匠、無著道忠（一六五三—一七四四）の撰『禪林象器箋』

（寛保元年～一七四一▽序）、『葛藤語箋』（元文四年～一七三九▽脱稿・延享元年～一七四四▽序）を見ても、拝登の語は収載されていないから、まだ用いられていないかったようだ。諸種の点よりして、拝登の語は、明治以後すなわち近代に入つてからの造語ではないかと想像される。

明治十七年（一八八四）四月十七日付、曹洞宗務局普達によれば、「曹洞宗大学林専門学生徒両本山拝登掛錫規程」（第一条～第十三条・書式第一号～第十号）を定めている。さらに翌十八年三月三十日付には同規程の一部（第三条・第五条）⁽³⁸⁾を改正⁽³⁹⁾しているが、洞門の公文書に「両本山拝登」・「両大本山へ拝登掛錫」・「本山首先拝登」など、拝登の語が用いられたのは、恐らくこの時からではないかと思う。爾来、この造語が宗門僧侶、あるいは檀信徒の間に常用するようになったのであろう。水野梅曉の『天童山小誌』附録「天童參拝日記」（明治三十五年～一九〇二▽十一月二十日刊）には、「年もくれ壬寅とはなりぬ、さればことじこそは如何にもして天童淨祖の墓を拝ひたきものと思ふ中、我祖の撰述になる書と、淨祖の行録とを得て序に天童常住に奉納せばやと種々工夫の末、通俗仏教新聞主任高田老師へ其事を商りたるに師又之を隨喜し懇篤なる手教と、

師の撰にかかる祖山・拝登の案内を記されたる永平寺案内記を賜り、其手教の中には濃州龍泰寺瀧田融智和尚天童へ参拝せられたること、且^(マニ)シ同師淨祖の宝塔を建立せられたる事業を示されたるを以て」云々と記している。

また『曹洞宗法令』(曹洞宗宗務院編)第二編「両大本山大遠忌法会修行法制定ノ件」(大正八年三月十五日)⁽⁴⁰⁾宗法第四十号には、「第十条 末派一般ノ寺院住職前住職徒弟及尼僧ハ總テ任意拝登スヘキハ勿論檀徒信徒ヲ勧誘シテ法会ニ参拝セシメ以テ祖恩報謝ノ信念涵養ニ努ムヘシ」⁽⁴¹⁾とある。なお前叙のごとく、現行の『宗制』には、瑞世拝登・報恩拝登の複合語が見えているが、それ以前の同法令の第四編「僧侶転衣法改正」(大正十二年十月一日)⁽⁴²⁾「曹洞宗僧侶転衣令」には、報恩拝登の語は記されていない。従つて、報恩拝登という言葉は、宗制上、昭和四十年代ころから用いられるようになつた新しい造語であろう。いずれにしても拝登という名詞は、明治中葉ごろの造語であることが推定される。

因みに、『禅学大辞典』(卷上)には、拝登と同義語である上山の項が記載してある。これには「寺院に拝登すること。多くは本山や大寺院に出向く場合に用いる」とあり、また同辞典(卷上)、瑞世の項には「①出世。勅を奉じて本

山の出世道場に住持の式をあげること。転衣。②……転じて、現在の曹洞宗では、永平寺・總持寺の両本山に拝登して、住持の資格を得ること。俗に一夜住職をいう」とあるが、前述のように拝登の項は収載されていない。しかし上山の項目は、従前の各辞典には収録されていないから、このたび刊行の『禅学大辞典』をもって嚆矢とすることを付記しておく。

(二) 警策の語について

警策の語源を探るに、圭峰宗密(七八〇—八四一)の『禅源諸詮集都序』には、「一時間警策群迷」⁽⁴⁴⁾とあり、鴻山靈祐(七七一—八五三)『鴻山大円禪師警策』の書があり、敦煌写本(ペリオ四六三八)には「大鴻警策、彦和尚集」とある。また『禪林雅頌集』(45)の「洞谷開山和尚示寂祭文」峨山韶碩(一二七六—一三六六)の祭文には「嗚呼二十余回之給仕更無^ニ怠^ク、十二時中之警策今已終^ル」⁽⁴⁶⁾とあり、『天童寺志』(卷一)には「入山之閑有^リ三、一日ニ萬松閑^ト、明日見円悟偈、萬松閑不^レ為^ニ閑松^ト、警策行人^ヲ入^ニ路通^ニ」⁽⁴⁷⁾と見えている。これら警策の語は『文選』(足利学校遺蹟図書館所蔵)の注によれば、「警、駆動貌、策可^ニ以擊^{キテ}馬者」とあり、「馬を駆けさせるために打つ鞭ち」、また「馬を鞭ち打つ

「天童山十境」と禪語散策（田島）

こと」の意に用いているのを転じて、「修行の僧が、無明長夜に眠り、辨道修行を怠つているから、馬の疲れで進まないのを鞭ち打つて進ませるよう策励する」意味つまり「訓戒」、「警告」などの意で、形容動詞として使用されている。されば、以上は現今、僧堂などで惰氣・眠気をさまさせるための鞭ち打つのに用いる長さ四尺二寸（約一、三メートル）の扁平な長方形の板で、師家・住持または直堂（じきどう）・巡香・直日などが、修行僧を導くため一手段として用いる法具（特に短い警策は「短策」という）すなわち名詞としての警策の意味ではないことがわかる。

因みに、警策は、「けいさく」・「きょうさく」の他、「きようざく」・「こうざく」・「きょうしづく」とも読んでいた（49）。中国の曹植（一九二—二三二）の「応詔詩」、あるいはわが国の『源氏物語』（花宴・若菜上・手習）空海の『性靈集』、『増鏡』（卷四）、さらに『色葉字類抄』・『伊京集』・『節用集』（易林本）の古辞書類等に見えている警策の語を吟味すると、だいたい次のような内容に分けることができる。

- (1) 馬をいましめて疾行させたための策。
- (2) いましめ鞭ち打つこと。励ますこと。
- (3) 人を驚かせるほど詩文にすぐれていること。

(4) 人柄や容姿・物事などが立派なこと。
(5) ある文章の中で、全編を活かすに足る肝要な短い句。転じて佳編、佳句をもいう。

などの意に用いられ、いずれも単なる名詞ないし形容詞として使われている。以上、いささか警策の語源・語史について概説したのであるが、しかば、法具としての警策は、いつ頃から使用されるようになったのであろうか。これについて詳述した論文などは、今までに存しないようである。なお、法具の警策は、曹洞宗は「きょうさく」（吳音）、臨濟宗・黄檗宗では「けいさく」（漢音）と読んでいる。

道元禅師は「我大宋天童禪院ニ居セシ時、淨老住持ノ時ハ、宵ハニ更ノ三点マデ坐禪シ、曉ハ四更ノ二点三点ヨリオキテ坐禪ス。長老トモニ僧堂裏ニ坐ス、一夜モ闕怠ナシ。其間衆僧多ク眠ル。長老巡リ行テ、睡眠スル僧ヲバ、或ハ拳ヲ以テ打、或ハクツヲヌイデ打恥シメ勸メテ覺レ睡。猶木睡ル時ハ、行照堂打鐘、召行者燃ニ蠟燭ナンドシテ、卒時ニ普說シテ云」（長円寺本『正法眼藏隨聞記』三）と述べ、また「先師天童淨和尚住持ノ時、僧堂ニテ衆僧坐禪ノ時、眠ヲ警ニ、履ヲ以テ是ヲ打、謗言呵噴セシカド

モ、僧皆被^ル打コトヲ喜ビ、讀歎シキ。……因^テ是、或ハ
呵噴^{シベイ}ノ言ヲ出シ、竹籠打擲等ノ事ヲ行ズ。是頗ル恐アリ。
然レドモ、代^{テニ}仏揚^{ゲルヲ}化儀式ナリ、諸兄弟、慈悲ヲモテ是ヲ
許シ給ヘト言バ、衆僧流涕シキ。」(同書、二)とある。さ
らに「我若カリシ時、諸方長老ヲ歴観セシニ、如^ク是⁽⁵²⁾ス
メテ眠ル僧ヲバ拳ノカケナントスルホド打セメシ也。今ハ
老後ニナリテ、ヨワクナリテ、人ヲモ打得セザルホドニ、
ヨキ僧モ出来ラザル也。諸方ノ長老モ、坐ヲ緩クススムル
故ニ、仏法ハ衰微セル也。弥^{ヒヨウ}可^キ打也トノミ被^レ示シ也。」
(同書、三)⁽⁵³⁾と見えている。かように、道元禪師が景德寺
の序に「天童淨禪師……始以^ニ竹籠子^{シグ}久知^ニ痛癢⁽⁵⁵⁾」とあ
り、「竹籠子」とは、大慧宗杲(圓悟克勤の嗣・一〇八九—
一六三)によって拈提された「首山竹籠背触話」(『大慧書』
卷十)⁽⁵⁶⁾という公案である。また無文道璨(無用淨全の嗣?)
一二七⁽⁵⁷⁾の撰『無文印』(一二七三序刊・卷四、育王翁禪師へ
笑翁妙堪・一一七七一二四八^ノ行状)によれば「時天童全以^ニ
妙喜竹籠^{陶治学者}」と見えている。大慧宗杲、無用淨
全(大慧宗杲の嗣・一一三七一一〇七)が、竹籠の話、ある
いは竹籠を行じて、修行僧を指導していたことが知られ
る。道元禪師は『永平廣錄』(卷八)、法語の項に「拈^ニ得竹
籠^今、打^ニ碎說性說心^ヲ那存^ニ旧轍^乎⁽⁵⁸⁾」と述べられている。

「警策」という法具は用いていなかつたことがわかる。現
今から見れば、如淨の修行僧に対する教育法は、実に厳し
いものであったことが推考される。竹籠は、現在では、首
座の法戦式の時に用いる法具の一つで、「竹籠商量」の語
が存するように、法戦の際に、首座が竹籠を手にして問答
商量を行つておることは周知の通りである。如淨が、竹籠
を僧堂内で用いていることは異様に感じられるであろう。
そこで竹籠について考察するに、『天聖広燈錄』(一〇二九)、

五⁽⁵⁴⁾『大慧普覺禪師年譜』(一一八三)、『勅修百丈清規』(一三三
等に見えているが、『天童如淨和尚錄』(總持寺所藏)呂
瀟の序に「天童淨禪師……始以^ニ竹籠子^{シグ}久知^ニ痛癢⁽⁵⁵⁾」とあ
り、「竹籠子」とは、大慧宗杲(圓悟克勤の嗣・一〇八九—
一六三)によって拈提された「首山竹籠背触話」(『大慧書』
卷十)⁽⁵⁶⁾という公案である。また無文道璨(無用淨全の嗣?)
一二七⁽⁵⁷⁾の撰『無文印』(一二七三序刊・卷四、育王翁禪師へ
笑翁妙堪・一一七七一二四八^ノ行状)によれば「時天童全以^ニ
妙喜竹籠^{陶治学者}」と見えている。大慧宗杲、無用淨
全(大慧宗杲の嗣・一一三七一一〇七)が、竹籠の話、ある
いは竹籠を行じて、修行僧を指導していたことが知られ
る。道元禪師は『永平廣錄』(卷八)、法語の項に「拈^ニ得竹
籠^今、打^ニ碎說性說心^ヲ那存^ニ旧轍^乎⁽⁵⁸⁾」と述べられている。

竹籠は、元來、師家が学人に説法するとき、拈じたり、立てたり、打つたりして、法堂や僧堂内で接得の法具に用いていたのである。従つて、如淨が、竹籠を僧堂裏においても使用していたことは、当時としては当然のことであつた。

因みに、『禪苑清規』(一一〇三)(卷二)の辨道具の項には、拄杖が僧侶の携える法具の一つに記されており、裝包

「天童山十境」と禪語散策（田島）

の項には「柱杖之法」を示し、さらに同書（卷十）、百丈規繩頌には、「或有三所犯、即須^ヲ集^レ衆以^ニ柱杖[・]杖[・]之[』]⁽⁵⁹⁾とある。また古くは『六祖壇經』（九世紀中葉）（卷下）、南北二宗見性門には、「師以柱杖打三下、却問、吾打汝、痛不^レ痛、⁽⁶⁰⁾對^テ云、亦痛亦不^レ痛」とある。柱杖は、もとは僧侶が行脚の際、山川を跋渉したり、危険から身を護るために携える杖で、枝のある方を触頭といい、枝のない方を淨頭といつておる。『景德伝燈錄』（卷十二）に、「師一日、在^リ黄蘖⁽⁶¹⁾、僧堂裏^ニ睡、黄蘖^入來、以^テ柱杖^於牀邊^敲三下、^{シテ}師、拳^首見^ニ是和尚^却睡、黄蘖^打三下^{シテ}去、上間見^ニ第一坐、^(マ)黄蘖^曰、遮醉漢、豈不知^ニ下間^ノ禅客坐^シ禪^汝只管^ミ牒^{スルノミト}、^(マ)上坐^曰、遮老和尚、患^ニ風邪[・]、黄蘖^打之[』]⁽⁶²⁾とある。

『天童如淨和尚錄』（総持寺所蔵）には、「柱杖頌寄^ニ松源和尚[』]⁽⁶³⁾と題する一偈が存し、「卓^ニ主丈^ニ一下」、「拈^ニ柱杖^ニ云」、「卓^ニ柱杖^ニ云」、「柱杖子[』]などの語が散見している。また『永平廣錄』卷八、法語の項には、「使^ニ得^テ柱杖[・]今[・]打^ニ散說^ス玄說妙[・]、渾無^ニ迷蹤[』]、また同錄、小參の項には、「拈^ニ柱杖^ニ云、這箇是柱杖子[・]、^ト下^シ擲^ニ下^シ柱杖^ニ下座^{シテ}云、

伏惟^{シテ}珍重⁽⁶⁴⁾

以上により、柱杖は、身を柱える杖の役目を果していったが、後には竹箆と同様に、師家が修行僧と問答商量するとき、または、僧堂内において参禪の僧衆を策励するときの法具として、使用されていたことが知られ得る。

思うに、『普勸坐禪儀』に、「払拳棒喝之証契[』]⁽⁶⁵⁾とあり、

『宝慶記』には、「豎^{タテ}拳[・]拳[・]払[・]放[・]喝行^{シテ}棒[』]⁽⁶⁶⁾とあるように、各師家が問答等において、拳を立てたり、払子を拈じたり、一喝を行じたり、棒（竹箆・柱杖など）で打つなどの活手段により、修行僧をして仏法に証契せしめたことは、禅の語録にしばしば見えているところである。払拳棒喝の活作略は、禅的思想を行動の上に表現し、種々の態度でもって垂示したものである。かの黄檗希運（百丈懷海の嗣[・]？⁽⁶⁷⁾）は拳を固めて拳し、「天下の老和尚總て這裏に在り」といい、雪峰義存（徳山宣鑑の嗣[・]八二二一九〇八）も同じく拳を挙げて、「山河大地、都て這の一握裡に在り」といい、徳山宣鑑（龍潭崇信の嗣[・]七八〇一八六五）は、僧が来つて門に入るを見れば、「道い得るも也た三十棒、道い得ざるも也た三十棒」といつて、直ちに棒で打つたことは著名である（払子・喝の例は省略）。かようす、払子、拳、棒

禪堂香版一條 各長四尺一寸

巡香

背書 警昏沈

散香

背書 警雜話

(竹箆・拄杖)、喝、靴など、すなわち師家の身体、動作、持物、履物のすべてが衆僧を接待する法具として、自由自在に用いられていたことがわかる。従つて、現今のように警策という限定した法具は、用いていかつたように思われる。

「天童山十境」と禪語散策（田島）

る。

そこで『天童如淨和尚錄』、道元禪師の『正法眼藏』、『永平廣錄』、『宝慶記』、『學道用心集』、『永平大清規』、『正法眼藏隨聞記』、瑩山禪師の『伝光錄』、『坐禪用心記』等、さらに義雲、峨山韶碩、通幻寂靈、月泉良印、実峰良秀、普濟善救等の各語錄を瞥見するに、法具としての警策の語は見出すことができない。江戸期、無著道忠の『禪林象器箋』および『葛藤語箋』には、凡ゆる禪語が収録されているが、警策の用語は記載されていない。このことは、恐らく無著道忠の頃まで、警策という法具が使用されていなかつたことの証左ではなかろうか。

隱元隆琦（一五九二—一六七三）撰『黃檗清規』（寛文十二年へ一六七二▽序・刊）の諷誦章六には「雜那唱^チ警策^ヲ^{〔66〕}ニ云」と見えているが、この警策の語は、名詞である。さらに同清規の法具図によると、次のように記されて

「天童山十境」と禪語散策（田島）

右によれば、「黄檗宗では『香版』なる禅堂用の法具が存し、「各長四尺二寸」と定めてあり、表には「巡香」、裏側には「警^ム雜話⁽⁶⁷⁾」と書き記すことを指示している（前頁、写真参照）。同清規、礼法章八の堂規には、「一巡香故⁽⁶⁸⁾縱^{マニスル}昏^{マニスル}」と規定している。つまり「香版」は、坐禅のとき、僧の睡眠を警醒するために、巡香が捧げもつて巡回するもので、現代の警策の法具に該当することが首肯される。なお現在、妙心寺塔頭、東海本庵には『黄檗清規』の無著道忠手沢本が叢蔵されている（『新纂禪籍目録』三八一三九頁）から、無著は同清規を見ていることは確実である。しかしいかなる理由か、その著『禪林象器箋』には、警策と同様に巡香、散香の語も収録されていない。また隱元隆琦より二十三年後、すなわち延宝五年（一六七七・一説同四年）に中國より来朝し、水戸藩主徳川光圀の請を受け、元禄五年（一六九三）祇園寺の開山祖となり、禪風を挙揚した心越興儀（一六三九—一六九六）撰の『寿昌清規』法具図にも、『黄檗清規』を踏襲し、「禅堂香版二条⁽⁶⁹⁾ 各長四尺二寸」と記し、巡香、散香二本の香版が図示してある。

次に、東溟辨日（？—一七四三・近江清涼寺六世・同甘露寺

二世）の撰『海会堂日用毗奈耶』（享保元年へ一七一六年記）には、

坐禅用警策

十誦律曰、有^ミ比丘^ニ衆中睡^ル、仏言^ク、聽^ス以^テ水洗^{コトヲ}頭^ヲ、猶睡不可^レ、聽^ニ以^テ手撲^レ若故^{ラニリバ}睡不^レ止^マ、聽^ニ以^テ魏擲^{コトヲ}、若故^{ラニリバ}睡不^レ止^マ、聽^ニ以^テ手撲^レ若故^{ラニリバ}睡不^レ止^マ、聽^ニ以^テ魏擲^{コトヲ}、若取^シ禪杖^ヲ時^ア、応^シ生^ヌ敬心^ヲ、以^テ三両手^ヲ捉^レ杖^ヲ、放^シ戴^テ頂上^ヲ、若猶坐睡不^レ止^マ、以^テ禪杖^ヲ築^キ、築^キ已^テ還^ス坐^マ、若無^シ睡者^ハ、還^シ以^テ禪杖^ヲ著^キ本^ハ、已^テ坐^マ、珠林四十四

坐^シ禪^ノ時[、]警策^ノ指南[、]仏語如^レ此[、]疎荒ナル事ナカレ[、]巡香^ノ時[、]徐行緩歩シテ[、]勿^レ使^ヨ一衆知覺[、]動^ク其道心[、]内外相資^ハ、身心自然寂黙矣[、]老拙有^ニ一偈[、]謹上^ニ呈兄弟座下[、]

一条警策重^ニ須弥[、]信^レ手拈來萬像馳[、]打^ミ著從前昏散底[、]直教^ニ面目絕^ニ便宜[、]シカルニ警策^ニ付^テ、種種異論ナド云者ハ[、]魔民ノ清衆ヲ乱スナリ[、]直ニ堂中ヲ擯出スベシ⁽⁷⁰⁾

とあり、坐禅のとき警策を用いることを指示し、その原点を『十誦律』（姚秦、弗若多羅・鳩摩羅什共訳⁽⁷¹⁾）の禪杖に求めている。

禅杖は、『釈氏要覽』（宋、道誠編）（巻下）に「禅杖、以ニ竹葦^ヲ為^ル之、用レ物包^ム一頭^ヲ、令ニ下座^{ヲシテ}執行^セ、坐禪昏睡^{スレバセ}以^ニ軟頭^ヲ一点^ノ之^ヲ」と記すように、竹や葦（あし）で作り、その先端に布・綿などを包んだ球をつけたもので、坐禪のとき睡る者を警めるために、打つたり、突いたりする杖（棒）である。なお禅杖については、無著道忠の『禪林象器箋』に収載されており。また同書の禅鎮の項には「忠曰、坐禪警^レ睡具也^ハ」⁷⁴とあり、禅翫^{ゼンカイ}の項には「釈氏要覽云、禅翫毛毬也、有^{レバ}睡者^ノ擲^{ナガシテ}之^ヲ令^レ覺^ムサメ^タ」「十誦律説、見^ニ禪鎮処^ヲ」⁷⁵と見えている。禅鎮は、坐禪のときに睡りを防ぐための笏^{こう}に似た木製の法具で、これを頭上にのせる。禅翫は、毛毬^{（いもき）}（いが・針のある殻^{から}）で、坐禪のとき、睡る者に投げて警覺させるために用いたのである。禅杖・禅鎮・禅翫いずれも釈尊以来、警策の法具として使用していたことが知られる。

面山瑞方（一六八三—一七六九）は、『洞上僧堂清規考訂別錄』（宝曆二年へ一七五二▽序）（巻八）「警策 禅杖廿三」の項に詳しく述べておる。次に、繁をいとわず、全文を掲記することにしよう。

今時、洞下ニ用ユル警策ハ明様ナリ、ソノ形ヲ三才図絵ニ載テ、名ヲ苔ト称ス、字書ニ策トモ云フ、支那ニ

「天童山十境」と禪語散策（田島）

テ馬鞭ニ用フ、亦ハ罪人ヲ打ニモ用フ、ユヘニソノ尺ニ長短アリ、共ニ一類ナリ、警ノ字ハ、用ユル義ヲ加テ、前年箱根ニテ、朝鮮人ノ來リシヲ見シニ、道中ニ下下官等ガ、売物ノ果類ヲ価ナシニ、タダ取テ喰キ者ニ達シテ、後ニ右ノ下下等ヲ集テ、尻臀^{（こんでん）}ヲカキ剝セテ、一人ヲ五十打ヅツ、四五人打シコトアリ、後ニソノ打シ道具ヲ、腰ノウシロニサシタルヲ、傍ニヨリテ見シニ、板ニテ平目ニ造テ、尖ヲ円メテ、四尺余ナリ、今ノ禪林ノ警策ニ少モチガヒナシ、法中ノ坐禪ノ時ハ、仏在世ヨリ禅杖ヲ用フ、永平祖ノ時マデハ、支那ニモアリテ、帰朝ノ時将来セラル、八十年程以前マデハ御影堂ノ壇ノ下ニアリシトテ、語ラレシ老僧アリ、支那モ法衰テ、禪林故実ヲ失卻セシユヘニ、右ノ刑鞭ヲ用ヒテ、坐禪ノ睡ヲ除ク道具トセリ、法ノ衰ヘ悲ムベシ、日本モソレヲ見テ、一統ニ本式ト覚ルハ、イヨイヨ痛マシ、ユヘニ余ハ仏訓ニ依テ、禅杖ヲ製シテ、三十年前ヨリ、僧堂ニコレヲ用フ、今時ノ馬鞭警策ハ、非法トシリテ不用ナリ、古ヲ慕フ人ノ新製スル為ニ引証ノ文ヲ出ス、僧祇律ノ卷第三十五云、仏

「天童山十境」と禅語散策（田島）

住_ニ舍衛城、爾時諸比丘、禪房中坐禪、低仰而睡、諸比丘以_ニ是因縁、往白_ニ世尊、仏言、從_レ今已後、應_ニ行_ニ禪杖_ニ、六群比丘行_ニ禪杖_ニ時、擣_ニ比丘脇肋_ニ、彼即驚_ニ喚殺_レ我長老_ニ、諸比丘以_ニ是因縁、往白_ニ世尊、乃至仏言、竹若葦_ニ、長八肘物裏_ニ兩頭_ニ、下坐應_ニ行、行時不_レ得_ニ覆_レ頭覆_ニ右肩_ニ著_ニ革屣_ニ、當_ニ偏袒右肩_ニ、若有_ニ睡者_ニ、不_レ得_ニ卒急喚起_レ、不_レ得_ニ擣_レ脇_ニ、當_ニ併_ニ辺以_ニ杖往_ニ前三_ニ捶_ニ、復不_レ覺者、若在_ニ左邊_ニ、當_ニ拄_ニ右膝_ニ、若右邊_ニ、當_ニ拄_ニ左膝_ニ、覺已當_ニ起取_ニ杖而行、亦不_レ得_ニ覆_レ頭覆_ニ右肩_ニ、當_ニ偏袒而行、若睡者衆多、不_レ得_ニ如_ニ牛_ニ一時併起_ニ、應_ニ兩人三人起_ニ、年少應_ニ行_ニ杖、若和尚阿闍梨睡、亦應_ニ令_ニ起_ニ、恭_ニ敬法_ニ故應_ニ起_ニ、取_ニ杖弟子、不_レ得_ニ與_ニ杖、當_ニ自行_ニ、行_ニ杖人、不_レ得_ニ隨_ニ瞋愛_ニ、而求_ニ其過_ニ、當_ニ攝_ニ六情_ニ、正念思惟_ニ、若有_ニ睡眠_ニ者、不_レ應_ニ與_ニ彼、取_ニ杖人、不_レ得_ニ嫌恨_ニ、當_ニ作_ニ是念_ニ、彼今與_ニ我除_ニ陰蓋_ニ、饒益不_レ少、念已應_ニ起行_ニ、若有_ニ睡者應_ニ與_ニ、行_ニ禪杖_ニ法、應_ニ如_ニ是、若不_レ如_ニ是、越威儀法云云、此末律文長シ、說_ニ背ク、或_ハ瞋ト愛トニヨリテ、打_ニ輕重スルハ、今略ス、今時和尚阿闍梨ハ、睡リテモ警策ヲ除クハ仏

イヨイヨ凡情ナリ、打杖ノ法ハ、委シク前年ノ禅杖ノ
普説ニアリ、ココニ略ス。
面山は、當時洞門に用いでいる警策は、明の様式であつて、中國・韓國における馬や罪人を打つ鞭と同じである。釈尊在世中より坐禅のときには、禅杖を使用していたことを引証し、さらに、道元禪師は中國より禅杖を将来され、八十年程以前(寛文十二年ハ一六七二▽頃以前と推定)まで永平寺内の承陽庵(今の承陽殿)に存していたことを伝えている。そして面山は、仏訓による禅杖を作つて、三十年前(享保七年ハ一七二二▽頃・四十歳前と推定)より僧堂に使用していることなどを論じてゐる。警策の法具について、このような緻密な考証をなし、かつ自ら禅杖を製し実地に履践している宗匠は、恐らく面山をもつて嚆矢とすべきではないかと思う。

かの永平寺五十世に晋住し、祖規の復古に貢献した玄透即中（一七二九—一八〇七）は、『永平小清規』（寛政七年八一七九五▽序・文化二年八一八〇五▽刊）の序に「明興已降、禪風一変、軌式失古、乃於我邦洞上禪林、亦頗沿襲為弊、道法の項には「凡坐禪時、衆中有熟睡酣眠者、住持以禪・
背馳於高祖大規者不為尠矣」と記し、同書（卷上）、辦

杖・警・策・之・或・首・座・代・之⁽⁷⁷⁾』と述べている。さらに玄透は『円通応用清規』（寛政五年～一七九三▽撰・三重県東雲寺所蔵）の叙にも「蓋近看ニ禪林之行法、多倣明季之変風、尚浮華薄ニ真素、不レ足レ法也、是以意在追ニ慕尊ニ重高祖雅正之真風、免不レ能、已所レ述也」と記し、僧堂日分行法常規の項には「卸ニ袈裟著、椅坐禪、此時首座或維那、把ニ禪杖ニ聖僧前一揖、巡堂一匝、警策大衆昏散」⁽⁷⁸⁾とある。また『日用内清規』（文政三年～一八二〇▽侍者記・京都興聖寺藏）にも「曉天坐禪ハ不レ管ニ香数、始終一坐ナリ、主人、以ニ禪杖ニ策ニ励懶眠者若シ、主人不出ノ時ハ、首座代レ之、必ず非ニ接得ニ不レ可ニ心得違」⁽⁷⁹⁾と見えているから、永平寺や、円通寺（岡山県倉敷市玉島）・興聖寺（京都府宇治市）の地方僧堂では、禅杖を用いていた事実を知ることが出来る。なお鈴木正三（一五七九～一六五五）の『驢鞍橋』（巻上）には「其晚暮六より四過迄、衆僧取廻シテ、警策ヲ打」⁽⁸⁰⁾とあるから、当時、警策を使用していたことが推断される。また、荊巖慧璞（？～一七八二・笠翁耕田の嗣・愛知弥勒寺五世・同大慈院開山）の『洞上伽藍雜記』（明和四年～一七六七～一七年～一七七〇▽頃撰・安永四年～一七七五▽刊）禅杖の項には「称ニ警策ニ是、古云、以ニ竹葦ニ為レ之、用レ物包ニ一頭、

杖・警・策・之・或・首・座・代・之⁽⁷⁷⁾』と見えている。

令ニ下座執行、坐禪昏睡以ニ軟頭ニ点レ之⁽⁸¹⁾』と見えている。ともかく以上の考証により、法具としての警策、いわゆる禅語としての警策の用語は、恐らく江戸中期頃から使用されるようになつたのではないかと推考される。前叙のごとく『黄檗清規』の法具図に「禪堂香版二条 各長四尺二寸」と記し、その形も規定されているが、現今、禪門の各僧堂では、だいたいこの木型、寸法に準じて作製し用いられている点などよりして、明様すなわち黄檗様式の香版によるものと思われ、香版の背書に「警昏沈」、「警雜話」と墨書し、かつ修行僧を警め策励する意味から、禪侶の何人かによつて警策と命名したのではないかと思惟される。

思うに、江戸初期、黄檗宗の隱元隆琦の来朝（承応三年一六五四）するや、臨済・曹洞の禪侶は、そのもとに参じ、檗風を慕う者が多かつた。従つて『黄檗清規』の盛行により、『永平清規』・『瑩山清規』によるべき洞門の行法があり、新風の明規によつて混乱し、かの僧堂・授戒会などが明様式に模倣されたこと等より推して、禅杖も警策に改めたことが自ら首肯される。しかし、面山や玄透等の宗匠によつて、警策は、仏訓や、高祖の禪風に違背するものとして排除され、古規に復して禅杖が永平寺や一部の僧堂で用いら

「天童山十境」と禪語散策（田島）

れたが、一般的の僧堂には受容されず、ついに江戸期の中葉より現今に至るまで、警策を使用されていることが判明した。いずれにしても、要は修行僧が坐禅のとき、「只管打睡」することなく、只管辨道に精進し、仏祖にかわって警策を打つ者も、また打たれる者も、両者互いに合掌問訊する精神と共に、自己の本源を究め、真実の自己に徹して、今日を、而今を、最大限に生きることこそ肝要である。

注

○天童寺ニ寧波。宋景德四年（一〇〇七）天童景德禪寺の額を賜つた。南宋初に第十六世宏智正覺（一〇九一一一五七）が堂宇を一新し、曹洞默照の禪風を宣揚した。臨濟宗黃龍派の虛庵懷敞は、栄西より送つてきた日本の巨木・良材で千仏閣を修築し、伽藍を整備している。古天童には、宏智の妙光塔銘碑が存する。なお天童寺の近くに六角七層の五仏鎮^{ミヅシ}塔があり、塔下が宏智正覺と大慧宗杲（一〇八九—一六三）の相見した揖讓亭の址である。曹洞宗の長翁如淨（一一六三—一二二八）は、宝慶元年（一二一五）景德寺に勅住（三十世）した。道元禪師は、如淨のもとに參禪し、「參禪者身心脱落也、祇管打坐始得」（『正法眼藏』行持下・三昧王三昧）の仏法を正伝された。現在の住持は、

廣修法師・副寺は永通法師、僧衆は約五〇名。寺史について、詳しくは『天童寺志』(壬申本、五巻)、『天童寺志』(辛巳本、十巻)、『新纂天童寺志』(庚熙本、十巻)、『天童寺統志』(訂補本、十巻)、『天童寺統志』(増訂再版本、二巻)、『天童寺志・統志』(永平寺刊本、十二巻五冊・昭和五十五年十一月、天童寺修復落慶記念、道元禪師得法靈蹟碑建立記念に永平寺より刊行)。水野梅曉『天童小志』(明治三十五年刊、昭和五十五年永平寺再版)、拙著「中國曹洞宗に関する史料」(『曹洞宗史の研究資料とその分類法』九頁)、『新纂禪籍目録』三三一頁、『仏書解説大辞典』卷八、

○国清寺＝天台県。隨代に勅命によつて建てられた。天台仏教の發祥地。詳しく述べ、『參天台五台山記』、『天台山記』(一巻)。現在の住持は、唯覺法師僧衆は約七名。人民公社國清寺生産大隊に属している。

○阿育王寺・寧波。真歇清了（一〇八八—一一五一）・
大慧宗杲（一〇八九—一一六三）・拙庵德光（一一二二—一
二〇三）・笑翁妙堪（一一七七—一二四八）などが住持と
なつた。舍利殿、育王上下二塔を存する。『阿育王山志略』
（一卷あるいは二巻）、『明州阿育王山志』（十巻）、『明州
阿育王山總志』（六巻）に詳述す。拙著「中國曹洞宗に關
する史料」、『曹洞宗史の研究資料とその分類法』九頁。

『新纂禪籍目録』一頁。

○靈隱寺||杭州。南宋淳祐十二年（一二五二）に、大川普濟（一一七九—一二五三）の下で雪篷慧明らかに『五燈会元』を編した。宋・元を通じて多くの日本僧が訪れていた。清代に康熙帝より雲林寺の名を賜わった。現在の住持は、性空法師。浙江省仏教協会、杭州市仏教協会を置き、それぞれ会長である。境内は常時参拝者で賑わっている。

『靈隱寺志』（八巻）、『增修雲林寺志』（八巻）、『續修雲林寺志』（八巻）がある。拙著『中國曹洞宗に関する史料』（「曹洞宗史の研究資料とその分類法」九頁。『新纂禪籍目録』一八・五二二頁。）

○七塔寺||寧波。唐大中十二年（八五八）、馬祖下の心鏡蔵喫（五渡靈默の嗣・七九〇—八六二）の開創。蔵喫は、天童寺へ赴く途中にある五仏鎮蠍塔を建立した人である。同寺には「唐敕賜心鏡禪師真身舍利塔」が存する。現在の住持は、月西法師。寧波市仏教協会を置き、その会長である。『七塔寺志』（八巻）が存する。

○開化寺||杭州。五代の永明延寿（九〇四—九七五）が寿寧院と六和塔を建てた。のち南宋紹興年間（一一三一—一一六二）に重建、元・明時代にたびたび焼失し、雍正十三年（一七三五）に再重建し、開化寺と改称した。

○鳳林寺址||杭州。鳥窠道林（七四一—八二四）と白樂

天（七七二—八四六）の問答の址といわれている。寺後の竹林に鳥窠和尚の墓があつた。現在は、この址に杭州飯店（一九五四）が建っている。われわれ訪中団の一行はここに二泊した。

○宝塔院||杭州。のち崇壽院と改称す。宋咸平年間（九八一—一〇〇三）に僧永保が修復したので保俶塔と称している。明代に焼失し、明嘉靖二十三年（一五四四）に僧永果が再建し、塔に付属して寺が建っていたが、現在は塔のみ存している。

○寒山寺||蘇州。梁天監年間（五〇二—五一九）の創建。楓橋寺ともいう。唐代の奇僧、寒山・拾得が草庵を結んだ地。宋嘉祐年間（一〇五六—一〇六三）に普明禪院と改め、石田法薰（一一七一—一二四五）などが住した。明の萬曆年間（一五七三—一六一九）に罹災し、清末の宣統年間（一九〇九—一九一〇）に再建された。現在の住持は性空法師。有名な「楓橋夜泊」（唐の詩人、張繼作）の詩碑（宋、徵明の草書）が存し、これが磨滅したので、のち曲園愈樾（一八二一—一九〇六・清の学者、経学の大家・著書に『春在堂全書』五百余巻がある）の書いた碑石を存する。なお西泠印社（杭州）には、「柏堂」と愈樾の書いた扁額が掲げてある。『寒山寺志』（三巻）がある。『新纂禪籍目録』五三頁。

「天童山十境」と禪語散策（田島）

「天童山十境」と禪語散策（田島）

○雲巖寺〔蘇州〕竺法汰（三一八—三八七）の高弟、道一（生寂年不詳）が開基。北宋に雲門宗の仏日契嵩（一〇七一—一〇七二）により寺院となる。南宋初に臨済宗の大慧宗杲と並称される虎丘紹隆（一〇七七—一三六）が禅風を挙揚した。長翁如淨の法嗣、石林秀（生寂年不詳）が住している。石林秀については『続伝燈錄』（卷三四）、『増集伝燈錄』（卷一）、『禪燈世譜』（卷九）、伊藤慶道氏『道元禪師研究』（四五・一四九頁）。現在、同寺の境内は、虎丘公園となり、遊覧客にて、非常に賑わっている。

○北寺〔蘇州〕初め通玄寺といい、唐の開元年間（七一三—七四一）に開元寺、のち報恩寺、さらに報恩講寺と改称し、俗に北寺、塔を北寺塔と称している。現在、遊覧の勝地である。

○菩提正宗寺〔蘇州〕元の至正二年（一三四一）に天如惟則（？—一三五四）が、先師中峰明本（一二六三—一三三三）の報恩のために同寺を建立し、境内に庭園を造った。のち獅子林と改名した。全園は築山を主とし、洞窟は奥深く、曲がりくねっており、奇峰・巨石が重なって、あるものは獅子の形をしている。築山には古い柏や松が植えられており、現在、蘇州市の名園の一つに数えられている。『現代中國辭典』二〇二頁。

○参考以上、各寺についての詳細は、最近出版された

『禪の源流』へ——中国仏教史蹟をたずね——▽（大本山総持寺出版部刊）、『中国仏蹟見聞記』へ第一・二集▽（駒沢大学中国仏教史蹟參觀團編）、『中国仏教の旅』（4）（中国仏教協會・日中友好佛教協會編）等を参照されたい。

（2）天一閣（寧波）、岳王廟（杭州）、留園（蘇州）、拙政園（蘇州）、豫園（上海）、西湖（杭州）、聚景園（杭州）、柳浪聞鶯公園（杭州）へ日中不再戰記念碑あり▽、虛丘公園（蘇州）、黃浦公園（上海）、浙江展覽館（杭州）、上海工業展覽館（上海）、西冷印社（杭州）等。

（3）『曹洞宗全書』宗源上、一一九・一〇七頁。『校定正法眼藏』（一九八・六四二—六四三頁）。

（4）「中外日報」（昭和五十六年八月二十一日付）・「仏教タイマス」（昭和五十六年八月二十五日付）・「愛知学院大学だより」（昭和五十六年十月二十六日付）等。

（5）河村孝道氏『諸本永平開山道元禪師行状建撕記』三一頁。承天本は、石川力山氏『承天本『建撕記』の翻刻』（駒沢大学『仏教學部研究紀要』三六号、二五八頁）。

（6）大乘寺藏『五山十刹圖』（三卷）については、「寺伝では、同寺開山徹通義介が、道元の遺囑を奉じて永平寺建立大成のために正元元年宋に渡り、自ら五山十刹を歴訪して、寺院の規矩礼樂を手写して帰ったものとする。……室町中期ごろの写本で、この種図式の祖本とは到底認められない」

と、横山秀哉博士は述べられておる。同博士『禅の建築』四六一四八頁。同博士『禅苑文化の鑑賞』三七一四二頁。

詳しく述べ、同博士「支那禪刹圖式の研究」(『禪宗建築の研究』第一編(1)・(2)一一三二頁)を参照されたい。

(7) 面山瑞方訂補・大賢鳳樹等図絵による『訂補建撕記図会』卷下(『曹洞宗全書』史伝下、一五八頁)には「天童山諸堂額」の中に「外山萬松閣、……千仏閣、了然齋」と

記し、「コレハ、永平寺ノ諸堂ノ額ヲ、祖師ノ題セラルニ、天童ニ例セラル事多シ、ユヘニ考索ノ為ニ、ココニ記ス」と見えて、いる。

(8) 『天童寺志』(卷一) 一三丁裏—一四丁表。なお民国二十四年(一九四九)八月に製作した『都^{きん}県通志地図』(京都大学人文科学研究所付属東洋学文献センター所蔵)七九には「内萬工池」を「放生池」と記している。昭和五十六年十一月三十日、東洋学文献センターにて調査す。

(9) 『寺志』(卷一) 一丁裏—二丁表。「櫓」は「玲」の字と同義語。

(10) 『寺志』(卷一) 一〇丁裏。

(11) 『寺志』(卷一) 三丁裏。

(12) • (13) 『寺志』(卷二) 三丁裏—四丁表。

(14) 『寺志』(卷二) 七丁裏。

(15) 『寺志』(卷二) 五丁表。

(16) 『寺志』(卷二) 六丁表・裏。

(17) 『寺志』(卷一) 一三丁表。

(18) 『寺志』(卷九) 一七丁表。

(19) 『天童寺統志』(卷上) 三丁表。

(20) 『統志』(卷上) 五丁表。

(21) 『寺志』(卷九) 一七丁表・裏。

(22) 『寺志』(卷二) 五丁表・六丁裏・七丁裏。

(23) 大久保道舟博士『修訂道元禪師伝の研究』一二三頁。多賀宗隼氏『榮西』七六頁。

(24) 『寺志』(卷二) 六丁裏。

(25) 『寺志』(卷一) 七丁裏・八丁表。

(26) 『続群書類従』(九輯上・伝部) 卷二二五、二七三頁。

(27) 『寺志』(卷三) 二二丁表。

(28) 『寺志』(卷二) 八丁表・裏。文中の「櫓」は柱のこと、「巍乎」は山の高いさま。

(29) 『続群書類従』(九輯上・伝部) 卷二二五、二七三頁。

(30) 「楮券千緡」は、楮券は紙幣、「緡錢」は、ひもを通してあなあき銅錢を一千枚単位でまとめたもの。

(31) 『舍利相伝記』は、『曹洞宗全書』宗源下、二六三—二六四頁、『同全書』解題、一〇七頁。『明全和尚戒牒奥書』は、

『曹洞宗全書』宗源下、二六五頁、『同全書』解題一〇七頁。
(32) 河村孝道氏『^{対校}諸本永平開山道元禪師行状建撕記』一三一

「天童山十境」と禅語散策（田島）

- (31) 一一三四頁。のち某等編『永平開山道元和尚行錄』(『曹洞宗全書』史伝下、一六七—一六九頁)には、「永平勝境」と題し、大了愚門編『永平仏法道元禪師紀年錄』(『同全書』一九三十一九五頁)には、「吉祥山十一境」と題して、それがぞれ「永平寺十一境并頌」を收載している。
- (32) 「寺志」(卷二)四五丁裏・四六丁表。
- (33) 「寺志」(卷二・三)丁数省略す。
- (34) 以上、「寺志」(卷二・三)丁数省略す。
- (35) 「傘松」四四八号。(天童寺拝登特集号)。
- (36) 「曹洞宗宗制」一〇四頁(昭和五十七年四月一日現在)。
- (37) 伊達光義氏『日本宗教制度史料類聚考』三五三頁。横閑了胤氏『江戸洞門政要』一一三頁。
- (38) 「明治十七年曹洞宗務局普達全書」(愛知学院大学図書館蔵)所藏、一三丁表一一七丁裏。『明教新誌』一六七六号。
- (39) 「横閑文庫」所藏、一三丁表一一七丁裏。『明教新誌』一八三九号。
- (40) 「天童參拜日記」(『天童山小誌』附錄、三三一三四頁)。
- (41) 『曹洞宗法令』(昭和十年版)四二頁。横閑了胤氏『曹洞宗宗制私解』八四一八五頁。
- (42) 『禪學大辭典』(卷上)五四八頁。
- (43) 『禪學大辭典』(卷上)六三一頁。
- (44) 『大正藏』卷四八・四二三頁。宇井伯寿博士訳註『禪源諸詮集都序』(岩波文庫本)一五六・一五七頁。鎌田茂雄博士訳註『禪源諸詮集都序』(禪の語録、九)。ここでは「警策」と讀んでいる。
- (45) 梶谷宗忍氏訳『鷲山警策』(禪家語録II・世界古典文学全集B一四一・四六六頁)。
- (46) 拙著『總持峨山韶碩禪師』。拙稿『新資料・禪林雅頌集の研究』(愛知学院大学『文学部紀要』一号・四九一六一頁)。拙稿『瑩山禪師祭文と伝光錄』(駒沢大学『宗学研究』十六号・七五一九〇頁)。
- (47) 『寺志』(卷一)一四丁表。
- (48) 『文選』(和刻本『六臣注文選』(卷十七)、(慶安五年刊寛文二年印本(卷一)四〇四頁)。
- (49) (50) 中田祝夫博士編『新選古語辞典』三一八頁。『日本語大辞典』(卷六)一六四頁。(卷七)一〇五頁。『日本語大辞典』(以上、小学館版)六七一・七八九頁。
- (51) 『長円寺藏正法眼藏隨聞記』(三)八二頁(以上は、田島毓堂博士等編『正法眼藏隨聞記語彙総索引』所収本に依る)。『日本古典文学大系本正法眼藏隨聞記』三七七一三七八頁。
- (52) 『長円寺藏正法眼藏隨聞記』(一)一二一一三頁。『道元禪師全集本正法眼藏隨聞記』(一)四三三頁。『日本古典文学大系本正法眼藏隨聞記』三三九頁。

- (53) 『長円寺藏正法眼藏隨聞記』(三) 二五頁。『道元禪師全集本正法眼藏隨聞記』(三) 八二一八三頁。『日本古典文学大系本正法眼藏隨聞記』三七九頁。
- (54) 『天聖広燈錄』(『続藏』一、乙、八、四五)、『大慧普覺禪師年譜』(『明藏』一六五、八・『縮藏』騰八)、『勅修百丈清規』(『大正藏』四八、四・『國訳一切經』諸宗部九)。なお『禪林象器箋』(七八二頁)には、「竹籠」の出典について詳しく述べてある。昔の竹籠は、現今、曹洞宗で首座が法戦式の時に用いる竹籠(長さ約六、七〇センチより一メートルぐらいで、割竹を「へ」の字形にまげて藤を巻き、漆を塗って作る)とは形を異にしている。古く如意棒といつたものの転化である。現在、臨済宗では、入室^{じゅしつ}独參の際、師家が学人を接得のために竹籠を用いている。『洞上伽藍雜記』(『曹洞宗全書』清規、八六二頁)、竹籠の項には、「祖室常所^{じよ}受用、是亦伝付之具也、入室説禪皆舉^{しゆ}之開示、故祖上有^ニ背触之話」と見えている。
- (55) 『道元禪師真蹟関係資料集』三一一頁。
- (56) 首山は首山省念(九二六一九九三)のこと、風穴延沼の嗣。荒木見悟『大慧書』(禪の語録、一七)二七一三〇頁。『無門関』(『大正藏』四八、二九二)・『國訳一切經』諸宗部六)、平田高士『無門関』(禪の語録、一八)「第四十三則、首山竹籠」一五四一五六頁。
- (57) 鏡島元隆博士「天童如淨禪師研究について」(愛知学院大学『禪研究所紀要』十号、一一一一二頁)。
- (58) 『永平広錄』(卷八) (『曹洞宗全書』宗源下、一五二頁・『永平広錄註解全書』下、一一六一一二四頁)。
- (59) 『禪苑清規』(卷一) (『曹洞宗全書』清規、八六九一八七〇頁・鏡島元隆博士等『訳註禪苑清規』二〇頁)。同書(卷十) (『曹洞宗全書』清規、八二四頁・『訳註禪苑清規』三四九頁)。
- (60) 『六祖壇經』(卷下) (『大正藏』四八、三四五・柳田聖山『禪家語錄』I へ世界古典文学大系全集^{36A} 一五〇頁・中川孝『六祖壇經』へ禪の語録、四▽一六四一一六五頁)。なお『禪宗正脈』(一四八九)には、行棒の始めと説いている。
- (61) 「拄杖」については『禪林象器箋』(七八九一七九〇頁)に詳細に記している。なお『禪苑清規』(卷一) (『曹洞宗全書』清規、八六九一八七〇頁)、『訳註禪苑清規』二〇・二四頁参照。『洞上伽藍雜記』(『曹洞宗全書』清規、八六二頁)、拄杖の項には「宗門伝來之法具、而非^ニ彼世人扶老之竹杖等属、室中常靠^シ壁、有^ニ問話者^ニ拄^シ之商量、上堂陞座^シ有^ニ拳示^シ、豎卓横拈、是祖師門下之家風也」と見えている。
- (62) 宋版『景德伝燈錄』(『禪學叢書』六)九八頁、高麗本『景德伝燈錄』(同上)四四七頁、『大正藏』五一、二九〇頁、『國訳一切經』史伝部一四、二八九頁。

「天童山十境」と禪語散策(田島)

「天童山十境」と禪語散策（田島）

- (63) 『天童如淨和尚錄』(『道元禪師真蹟関係資料集』四一一頁。三二一頁。三六三頁。三六四・三八三・三八四頁。三八三・三八四頁)。
- (64) 『永平広録』(卷八)(『曹洞宗全書』宗源下、一五二頁・『永平広録註解全書』下、一一七頁・『曹洞宗全書』宗源下、一四三頁、『永平広録註解全書』下、二〇一・二二二頁)。
- (65) 『普勸坐禪儀』(『曹洞宗全書』宗源上、一一一頁・岩波文庫本『道元禪師語錄』一二・一三頁)。『宝慶記』(『曹洞宗全書』宗源下、一頁・岩波文庫本『宝慶記』六・七頁)。
- (66) 『黃檗清規』(寛文本)一七丁裏。
- (67) 『黃檗清規』(寛文本)八四丁表。
- (68) 『黃檗清規』(寛文本)四九丁表。
- (69) 『寿昌清規』は、天承法燈へ生寂年不詳▽が編集したものである。『統曹洞宗全書』清規、三〇〇頁。
- (70) 『海会堂日用毗奈耶』(『統曹洞宗全書』清規、一八三頁)。
- (71) 『十誦律』(『大正藏』二三)。
- (72) 『釈氏要覽』(卷下)(『大正藏』五〇)。
- (73) 『禪杖』(『禪林象器箋』七八三頁)。
- (74) 禪鎮(『禪林象器箋』七八二頁)。原始仏教時代の比丘たちも、坐禅するとき、睡魔におそわれて困ったようである。坐禅中に居眠りする人を目覚ますのに禪杖、禪鎮、禪翫を用いた。これについては、平川彰博士「律藏に現れた禪の実践」(関口真大博士編『止觀の研究』六三一六六頁)に詳述してある。
- (75) 禪翫(『禪林象器箋』七八三頁)。
- (76) 『洞上僧堂清規考訂別録』(卷八)(『曹洞宗全書』清規、三一九一・三三〇頁)。
- (77) 『永平小清規』(『曹洞宗全書』清規、三三三一・三三七頁)。
- (78) 『円通応用清規』(『統曹洞宗全書』清規、三〇九・三一〇頁)。
- (79) 『日用内清規』(『統曹洞宗全書』清規、三六九頁。因みに、同清規の末尾に「弘徳山興聖宝林禪寺常住、二十六世代新添」とある。『興聖寺文書』四(一)一一・一四九一・一五〇頁)によれば、第二十六世は閑浪磨博であり、文政二年(一八一九)十月十五日、伯州(鳥取県)退休寺より普住し、天保二年(一八三一)二月十日退住。十三年間在住していたことが知られる。『曹洞宗全書』大系譜一(四一六・四一七頁)。
- (80) 『驢鞍橋』(卷上) 鈴木鉄心氏編『鈴木正三道人全集』(万治三年へ一六六〇▽刊本による)一七七一・一七八頁。
- (81) 『統曹洞宗全書』法語(寛文九年へ一六六九▽刊本)七一頁。岩波文庫本へ鈴木大拙博士校訂▽六七頁。岩波文庫本のみは、「警策」と振仮名を付している。

恵璞については、拙稿「萊翁默仙語錄・長榮靜高開堂錄について」（愛知学院大学『禪研究所紀要』十号、二五・二七・一二八一—三〇頁）。

(82) 僧堂については、江戸中期、『黃檗清規』を模倣して「僧堂」を「禪堂」に改めるものが多く、それが滔々たる当時の風潮をなしたのである。なお「僧堂と禪堂」については、横山秀哉博士『禪の建築』一七四一—九〇頁。同博士『禪苑文化の鑑賞』一〇三一一一頁。同博士「曹洞宗伽藍建築の研究」（『禪宗建築の研究』第二編、一八一四二頁）に詳しく述べられている。授戒会については、拙稿「洞上戸羅会の成立とその展開」（駒沢大学『実踐宗乘研究会年報』三輯、一一七一一三四頁）。

なお、この研究に当たり、種々ご協力を賜わった、中
国、天童寺・臨濟宗大本山妙心寺・黃檗宗大本山萬福寺
・駒沢大学図書館・京都大学人文科学研究所付属東洋学
文献センター・花園大学禅文化研究所等の関係各位に対
し、甚深の謝意を表する次第である。

（昭和五七・四・釈尊降誕の佳辰）

【附記】
本論文の一部は、昭和五十六年十一月二十四日、駒沢大学における第二十七回宗学大会において、研究発表したものである。その後、同大学宗学研究（第二十四号）に掲載するよう要請されたが、生憎、紙数が制限されているために、十分意を尽すことができないので、止むを得ずこれを中止し、この『禪研究所紀要』に全文収載した次第である。この点諒承されたい。

「天童山十境」と禪語散策（田島）